

「農薬」の使用による 「みつばち」への危害を防ぎましょう

平成22年7月13日
山形県農林水産部工コ農業推進課

「農薬」の使用者と「みつばち」の飼育者（養蜂業者等）が、お互いに連携をとりながら、農薬の使用によるみつばちへの危害を防止しましょう。

< 農薬使用者のみなさまへ >

- 農薬を使用する場合、近隣のみつばち飼育の有無を確認しましょう。

※みつばち飼育の情報は、山形県農林水産部畜産課または各総合支庁農業振興課にお問い合わせください。

- みつばち飼育者に対して、農薬散布の情報（散布時期、時間帯、薬剤の種類・名称など）を事前に提供しましょう。

※使用する農薬について、みつばちに対する注意事項を確認しましょう。

< みつばち飼育者（養蜂業者等）のみなさまへ >

- 飼育箱の設置場所周辺における農薬の使用について、情報を入手しましょう。

※地域における病虫害防除計画やほ場主等の情報は、最寄りのJA、市町村等にお問い合わせください。

お問合せは

- みつばち飼育に関すること：山形県農林水産部畜産課（023-630-2475）
村山総合支庁農業振興課（023-621-8382）
最上総合支庁農業振興課（0233-29-1320）
置賜総合支庁農業振興課（0238-26-6053）
庄内総合支庁農業振興課（0235-66-5495）
- 農薬、防除に関すること：山形県農林水産部工コ農業推進課（023-630-2434）